

※ 内容は調査時点のものです。現在の内容及び詳細については、直接、担当課へお問い合わせ下さい。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の 場合は利子補給 率)	融資期間	申請/ 募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅整備資金 (住宅新築・増改築・取得)	助成	みなかみ町子育て家庭等住宅整備補助金	新築:町内施工業者、町外施工業者、町外施工業者 (下請けに町内施工業者を入れた場合) 増改築:町内施工業者、町外施工業者、町外施工業者 (下請けに町内施工業者を入れた場合) 取得:契約相手の所在地を問わない	・みなかみ町に住所登録をしている方。 ・中学生以下の児童を養育している世帯、または妊婦がいる世帯、または婚姻届提出後3年以内かつ夫婦の年齢の合計が100歳未満の世帯。 ・町税等の滞納のない世帯。 ・住宅整備後、3年以上居住すること。	新築で町内施工業者の場合:補助対象費の10%上限100万円 新築で町外施工業者の場合:補助対象費の10%上限60万円 新築で町外施工業者(下請けに町内施工業者を入れた場合)の場合:補助対象費の10%上限100万円 増改築で町内施工業者の場合:補助対象費の10%上限100万円 増改築で町外施工業者の場合:補助対象費の6%(ただし、補助対象事業費が1,000万円以上の場合は60万円) 増改築で町外施工業者(下請けに町内施工業者を入れた場合)の場合:補助対象費の10%上限100万円 取得で契約相手の所在地を問わない場合:補助対象費の10%上限100万円			随時	予算内	子育て健康課	0278-25-5009	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
リフォーム等資金 (住宅新築改修等)	助成	みなかみ町住宅新築改修等補助金	個人住宅及び店舗等併用住宅(以下併用住宅)の新築、改修、修繕、補修、増築 工事 工事費用が20万円以上 町内に本社又は本店を有する事業者が施行する工事 他の補助制度を受ける場合、その補助制度対象部分の工事は対象外 ※申請書は工事着工前に提出	・町内に建築された個人住宅及び併用住宅の所有者又は町内に新築を予定している個人住宅及び併用住宅の建築主 ・住宅の所有者及び世帯全員に町税等の滞納のない方	補助対象事業費の10% 上限20万円			随時	予算内	観光商工課	0278-25-5018	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
リフォーム資金 (重度身体障害者(児) 住宅改修費助成制度等)	助成	みなかみ町重度身体障害者等住宅改修費補助金	障害者が居住する住宅の設備を障害者に適するように改造する費用の一部補助 (浴室、便所、玄関、台所等のバリアフリー工事分)	・本町に住居登録している者 ・障害者障害者手帳交付者で次のいずれかの該当者または世帯同一者 下肢障害1、2級・体幹障害1、2級・下肢体幹重複障害1、2級・上肢障害1、2級・視覚障害1級 ・世帯構成員の当該年度分町民税の合算額が12万円未満 ・1世帯につき1回限り	補助対象経費の5/6 上限50万円			随時	予算内	町民福祉課	0278-25-5011	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
合併処理浄化槽設置費	助成	みなかみ町浄化槽設置整備事業費補助金	5人槽 279,000円 6～7人槽 360,000円 8～50人槽 477,000円	・本町の住民基本台帳に登録された者または登録されることが事実であると認められる者および町長が環境保全上特に必要と認めた場合。 ・町内の下水道認可区域以外の区域に浄化槽を設置する方。 ・当該年度中に事業を完成し、実績報告書が提出できる方。 ・地域し尿処理施設および農業集落排水処理施設等の生活排水処理による処理をしようとする区域以外に浄化槽を設置する方。 ・申請者が、申請時居住地での税金の滞納がないこと。 ・過去10年以内に、当該補助金を受けていないこと。	5人槽 352,000円(新設)/452,000円(転換) 7人槽 441,000円(新設)/541,000円(転換) 10～50人槽 588,000円(新設)/688,000円(転換)			随時	予算内	生活水道課	0278-25-5003	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
太陽光発電設備設置費	助成	みなかみ町住宅用省エネ機器設置費補助金	【住宅用太陽光発電システム】【住宅用太陽熱温水器】【エコキュート】【エコジョーズまたはエコフィール】【エコウィル】【エネファーム】【ハイブリッド給湯器】を新たに設置する個人の方に、費用の一部を補助	・町内の自ら居住する住宅に設置する者及び、補助対象設備が設置された自ら居住する予定の住宅(建売住宅)を購入する者 ・町民である方または町民となることが確実であると認められる方。 ・当該年度中に完了し、実績報告書を提出できる者 ・世帯の全員が町税等を滞納していないこと ・過去において本町から同じ内容の補助を受けていない方。	【住宅用太陽光発電システム】1kwあたり25,000円 上限100,000円 【住宅用太陽熱温水器】自然循環式 設置費用の10% 1家庭1基 上限20,000円。 強制循環式 設置費用の10% 1家庭1基 上限40,000円。 【エコキュート】【エコウィル】【エネファーム】【ハイブリッド給湯器】1家庭1台 40,000円 【エコジョーズまたはエコフィール】1家庭1台 20,000円					生活水道課	0278-25-5003	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
生ごみ処理機設置費	助成	生ごみ処理容器等購入補助金	価格4/5の補助(100円未満切捨て) 上限50,000円 電動式は、一世帯一基とし5年間は同じ内容の補助は受けられない	・町民 ・町税等に滞納がない方	価格4/5の補助(100円未満切捨て) 上限50,000円					生活水道課	0278-25-5003	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
耐震診断費	助成	みなかみ町木造住宅耐震診断者派遣事業	町内に存在する木造住宅で次のいずれにも該当するもの 1)昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅 2)平屋建てまたは二階建てのもの 3)在来軸組み工法で建築したもの	・派遣対象住宅の所有者かつ居住者 ・町税等に滞納がない者	交通費以外は町が全額負担			随時	予算内	地域整備課	0278-25-5020	http://www.town.minakami.gunma.jp/	
耐震改修費	助成	みなかみ町木造住宅耐震改修補助事業	町内に存在する木造住宅で次のいずれにも該当するもの 1)昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅 2)在来軸組み工法で建築した平屋建てまたは二階建てのもの 3)耐震診断の結果「倒壊する可能性があるまたは高い」と診断されたもの	・みなかみ町に住居登録を行っている者で、補助対象住宅の所有者または居住者 ・世帯員の中に町税等に滞納している者がいないこと	補助対象経費の1/2以内 限度額60万円			随時	予算内	地域整備課	0278-25-5020	http://www.town.minakami.gunma.jp/	